

## 地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、広島市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第4条第1項第2号オに規定する「地域リハビリテーション活動支援事業」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本事業は、広島市介護予防・日常生活支援総合事業における地域介護予防拠点整備促進事業や介護予防ケアマネジメント等の実施に当たり、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等のリハビリテーション専門職（以下「リハビリテーション専門職」という。）が、専門的知見を生かした技術的助言を行うなど総合的に支援することにより、地域における介護予防の取組の機能強化と高齢者の自立支援に資する取組を促すことを目的とする。

### (実施内容)

第3条 本事業は、広島県が指定した広島市域の地域リハビリテーション広域支援センター及び地域リハビリテーションサポートセンター（以下「広域支援センター等」という。）と連携して、広島市が地域のリハビリテーション専門職を派遣する等により、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 地域包括支援センターが行う地域介護予防拠点の立上げ・運営支援、評価等における技術的助言
- (2) 地域包括支援センター又は地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所が、要支援認定者及び基本チェックリストに該当した第1号被保険者に対し介護予防ケアマネジメントを行う際に、介護予防サービス・支援計画（案）の作成に先立って行うアセスメント及びサービス担当者会議等における技術的助言

2 広島市は、前項に規定するリハビリテーション専門職の派遣等のほか、本事業の実施体制の強化を図るため、広域支援センター等及びリハビリテーション専門職の職能団体などとの連携の下、本事業によるリハビリテーション専門職の派遣等に協力する医療機関、介護事業所等の拡大に努めるとともに、取組内容に即した支援を提供しうるリハビリテーション専門職の人材育成に取り組む。

### (リハビリテーション専門職の派遣の調整)

第4条 前条第1項各号の支援に係るリハビリテーション専門職の派遣調整については、広域支援センター等のうち、広島県が各区の窓口機関として定めるものに委託して行う。

### (リハビリテーション専門職の派遣に係る謝礼金)

第5条 広島市は、前条の規定により委託を受けた広域支援センター等の派遣調整により、リハビリテーション専門職を派遣したときは、当該派遣調整の実績報告と地域包括支援センターの活動実績報告を照合した上で、別表に定めるところにより謝礼金を支払うものとする。

### (委任規定)

第6条 この要綱に定めるもののほか、地域リハビリテーション活動支援事業の実施に関し必要な事項については、健康福祉局長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 リハビリテーション専門職の派遣に係る謝礼金（第5条関係）

区 分	謝礼金単価	支払先
(1) 地域介護予防拠点の立上げ・運営支援、評価等における技術的助言	1時間当たり 6,000円	原則として、リハビリテーション専門職の所属する医療機関、介護事業所等の長
(2) 要支援認定者及び基本チェックリストに該当した第1号被保険者に対する介護予防サービス・支援計画（案）の作成に先立って行うアセスメント及びサービス担当者会議等における技術的助言		